

令和2年度 輸出原木保管等緊急支援事業助成金交付規程

2 全木連発第34号

第1 (趣旨)

この規程は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）が輸出原木保管等緊急支援事業実施要領（令和2年6月1日付け2林政産第57号林野庁長官通知）第2の2の規定に基づき、輸出原木保管等緊急支援事業（以下「助成事業」という。）により助成する原木の一時保管場所を利用するために必要な経費等（以下「助成金」という。）の交付手続き等について定め、適正な処理を図るものである。

第2 (交付の目的)

この助成金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に即し、新型コロナウイルス感染症の影響により、滞留している原木の一時保管場所を利用するための費用等の掛かり増し経費を支援し、林業経営体等の経営安定化を図ることを目的とする。

第3 (申請の要件)

助成事業に申請できる者は、別添1に定める助成対象者（原木の生産・保管を行う林業経営体等）であって、以下の（1）から（4）のすべての要件を満たす者とする。

なお、原木の一時保管を行う林業経営体等とは、素材生産業者、森林組合等、原木を生産する事業体及びその組織する団体、滞留している原木を素材生産者等から買い取り、保管する事業者等とする。

- (1) 申請できる者は、民間事業者であって、公序良俗に反する者ではないこと。
- (2) 別添1に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- (3) 助成事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (4) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- (5) 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行っていない者であること。

第4 (助成事業の対象とすることができる項目、取組内容)

助成事業の対象とすることができる項目、取組内容は、別添1のとおりとする。

第5 (助成対象経費)

助成事業の対象とすることができる経費は、別添1のとおりとする。

第6（助成金額）

助成金額は、別添1のとおりとする。

第7（助成事業申請書類の作成等）

- 1 助成希望者は、輸出原木保管等実施計画認定申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）、輸出原木保管等実施計画（様式2号）（以下「実施計画」という。）、第3の（5）を約した「誓約書」（様式3号）及び付属資料を別添2に定める地域木材団体を經由して、全木連に提出する。
- 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）事業実施者の概要
 - （2）直近3年間の素材生産量実績又は年間素材生産量
 - （3）直近3年間の輸出原木の出荷実績又は国内出荷先別の原木出荷実績
 - （4）当該支援が必要となった経緯
 - （5）一時保管場所、一時保管場所の借受（予定）期間、保管（予定）量等別添1に掲げる助成を受けるために必要な事項
 - （6）その他必要な事項

第8（助成事業申請の受付について）

- 1 地域木材団体は、助成事業申請者に対して輸出原木保管等実施計画認定申請受付書（様式4号）を通知する。
- 2 地域木材団体は、実施計画の内容について必要に応じて現地調査等を行うとともに、当該実施計画に対する意見書（様式5号）を第7の申請書に添付するものとする。

第9（助成事業の認定について）

全木連は、提出された申請書等について、その内容を審査し、輸出原木保管等実施計画認定書（様式6号）により実施計画を認定するとともに、当該計画の提出のあった地域木材団体に、当該計画を認定した旨を通知するものとする。

第10（認定を受けた実施計画の変更）

第9の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、原木の輸出環境の変化、国内出荷先の原木入荷方針の変化その他情勢の変化により、次に掲げるいずれかに該当する変更がある場合には、当該計画の変更の認定を受けるものとする。この場合において、実施計画の変更の認定は、第7から第9までに準じて行うものとする。

- （1）国費助成額の総額に増額が生じる場合又は30%以上の減額が生じる場合
- （2）事業内容の中止など計画した事業内容に大幅な変更が生じる場合
- （3）その他実施計画の内容に重要な変更が生じる場合

第11（認定を受けた実施計画の取消し）

認定者が認定された実施計画に従って当該事業を行っていないと認められる

ときは、全木連は、当該計画の認定を取り消すことができる。

第12（助成事業の実施及び注意点）

1 認定者のうち、別添1の①の事業を実施する者で新規に保管場所を確保する者においては、保管前・中・後の写真を、継続的に保管場所を確保している者については、保管中・後の写真を毎月又は状況が変化した時に撮影するなど、保管状況が確認できる書類を保存することとし、第15に定める輸出原木保管等緊急支援事業実績報告書兼請求書（以下「事業実績報告書兼請求書」という。）に添付することとする。

また、入荷制限を受けた輸出港や工場等に運搬できる状況となった際には、速やかに原木を当該輸出港等へ運搬することとする。

2 認定者のうち、別添1の②から④までの事業を実施する者においては、事業の実施状況が確認できる書類を保存し、第15に定める事業実績報告書兼請求書に添付することとする。

3 認定者のうち、既に事業を完了している者においては、別添1の①から④までの事業の実施状況が確認できる書類を第15に定める事業実績報告書兼請求書に添付することとする。

4 別添1の②の事業により仮設整備した土場については、原則原状復帰すること。

5 認定者は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適切である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

6 認定者は、前項により契約をしようとする場合は、該当契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式7号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、該当申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第13（助成事業の申請の取下げ）

1 認定者は、助成事業の実施が困難となった場合においては、速やかに輸出原木保管等実施計画認定取り下げ申請書（様式8号）（以下「取り下げ申請書」という。）を、地域木材団体を經由して全木連に提出し、その指示を受けなければならない。

2 全木連は、取り下げ申請書の内容を審査した上で、輸出原木保管等実施計画認定取り下げ承認書（様式9号）により、認定者に申請の承認を通知するとともに、当該取り下げ申請書の提出のあった地域木材団体に当該取り下げ申請を承認した旨を通知するものとする。

第14（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、認定者に対し、助成事業の進行状況に関する報告を求めることができる。

第15（事業実績報告書兼請求書の提出）

- 1 認定者は、事業完了後速やかに事業実績報告書兼請求書（様式10号）と付属資料を添付し提出するものとする。
- 2 全木連は、事業実績報告書兼請求書の提出にあたって、認定者に事業の助成対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めることができる。

第16（助成金の額の確定等）

- 1 全木連は、事業実績報告書兼請求書等の書類の審査を行い、その申請が助成事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、輸出原木保管等緊急支援事業助成金交付決定通知書（様式11号）を認定者に通知するものとする。

なお、助成金の額は、別添1に掲げる項目ごとに以下の（1）から（3）までを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

 - （1）実施計画時の国費助成額（実施計画に別添1に掲げる項目毎の単価を乗じて算出した額）
 - （2）事業実績報告時の事業量に応じた国費助成額（事業量実績に別添1に掲げる項目毎の単価を乗じて算出した額）
 - （3）実際にかかった経費
- 2 全木連は、前項の規定に基づき確定した助成金の額を認定者に交付するものとする。
- 3 全木連は、必要と認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。その際、認定者は、輸出原木保管等緊急支援事業助成金概算払請求書（様式12号）を1部、付属資料とともに全木連に提出するものとする。

第17（助成金の返還）

- 1 全木連は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ただし、助成金の返還については、自然災害その他認定者の責めに帰さない事情により、実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

 - （1）第11に定める実施計画の取消しを受けた場合
 - （2）第15に定める事業実績報告書兼請求書を提出しなかった場合
 - （3）第7に定める申請書及び実施計画の内容が第15に定める事業実績報告書兼請求書と著しく異なる場合
 - （4）認定者が助成事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - （5）交付の決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - （6）（1）から（5）に掲げる場合のほか、認定者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
- 2 認定者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければなら

らない。

- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第18（経理書類の保管等）

認定者は、助成事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとする。

第19（その他）

この規程に定めるもののほか、助成事業の実施につき必要な事項については、その都度、全木連が林野庁長官の承認を得て定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和2年6月1日）から適用する。